

福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱

平成26年3月26日

告示第52号

福津市郷づくり推進事業交付金交付要綱(平成19年福津市告示第52号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この告示は、福津市郷づくりの推進に関する規則(平成26年福津市規則第11号。以下「規則」という。)第2条第5号に規定する郷づくり推進協議会(以下「郷づくり推進協議会」という。)に対して、福津市郷づくり推進事業交付金(以下「交付金」という。)を交付することにより、地域分権に対応する自治組織を育成し、もって、自立した市民による豊かな地域社会の実現に資することを目的とする。

(交付金の対象事業)

第2条 郷づくり推進協議会の交付金の対象となる事業は次のとおりとする。

- (1) 自治活動推進事業
- (2) 防犯灯管理事業
- (3) 協議会運営事業
- (4) 健康増進、高齢者福祉に関する事業
- (5) 防犯、防災に関する事業
- (6) 子育て支援、青少年育成に関する事業
- (7) 環境保全、文化、住民交流に関する事業
- (8) 広報紙配布事業
- (9) その他市長が適当であると認める事業

2 郷づくり推進協議会が実施する事業が次のいずれかに該当するときは、交付金の対象事業から除外するものとする。ただし、市長が特別な事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業
- (2) 専ら営利のみを目的とする事業
- (3) 政治活動又は宗教活動を行うことを目的とする事業
- (4) その他市長が適当でないと認める事業

(交付金の交付)

第3条 市長は、前条第1項各号に掲げる事業の実施経費として郷づくり推進協議会に交付金を交付するものとし、その算定基準は別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに設立された自治会に関する前条第1項第2号及び第7号に掲げる事業の算定基準は、市長が別に定める。

(財政的援助)

第4条 郷づくり推進協議会は、当該会則で定める構成団体に財政的援助を行うことができるものとする。

- 2 郷づくり推進協議会から財政的援助を受けた構成団体(以下「構成団体」という。)は、当該財政的援助を受けた年度のすべての事業内容と収支について、当該年度の翌年度の4月30日までに、郷づくり推進協議会に報告を行うものとする。

(交付金の申請)

第5条 郷づくり推進協議会が、交付金の交付を受けようとするときは、郷づくり推進事業交付金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

- 2 郷づくり推進協議会は、交付金の前払を請求することができる。
- 3 前項の請求をしようとする郷づくり推進協議会は、郷づくり推進事業交付金前払交付申請書(様式第2号)に、専任事務局員を雇用することを証する書類等を添付して市長に提出するものとする。
- 4 第2項の交付金の前払金の額は専任事務局員に支払う賃金の2か月分相当額に事業費50万円を加えた額を上限とする。

(交付金の交付)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに内容を審査の上、可否を決定し、郷づくり推進事業交付金交付決定通知書(様式第3号)により、当該郷づくり推進協議会に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の交付決定後30日以内に交付金を交付するものとする。

(交付金の変更申請)

第7条 前条の規定により交付金の交付決定を受けた郷づくり推進協議会(以下「交付団体」という。)が申請金額を変更しようとするときは、郷づくり推進事業交付金変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査の上、可否を決定し、郷づくり推進事業交付金変更決定通知書(様式第5号)により、当該交付団体に通知するものとする。なお、追加交付がある場合は、同項の変更決定後30日以内に交付金を交付するものとする。

(事業実績報告)

第8条 交付団体は、交付金の交付を受けた日の属する年度の終了日の翌日から起算して45日以内に郷づくり推進事業交付金実績報告書(様式第6号。以下「実績報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

(余剰金の返還)

第9条 交付団体の決算に余剰金が生じたときは、これを速やかに市に返還しなければならない。ただし、市長が必要と認めた場合、一定の額の範囲内でこれを返還せず、次年度に繰り越すことができるものとする。

- 2 前項の一定の額は、市長が別に定める。

(実地審査)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付団体に対し、報告書及び証拠書類等の提出を命じ、実地審査を行うことができる。

(交付金の返還命令)

第11条 市長は、次のいずれかに該当する事由があるときは、当該交付団体に対して、交付金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 正当な事由がなく第3条に規定する別表の基礎事業の全部又は一部を行わなかったとき。
- (2) 交付金を第2条第2項に規定する交付対象外の事業に使用したとき。
- (3) 交付金の交付決定の条件及びこの告示の規定に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 詐欺その他不正な行為により交付金の交付を受けたとき。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (6) 交付金を受けて実施する事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (7) 事業費を積み立てる目的で支出したとき。
- (8) その他市長が返還することが適当であると認めたとき。

2 前項の規定は、実績報告書の提出後においても適用があるものとする。

3 第1項の規定により市長が交付金の返還を命ずる場合は、郷づくり推進事業交付金返還通知書(様式第7号)により、当該交付団体に通知するものとする。

4 第1項の規定による返還金は、同項に規定する返還命令以降に交付する交付金において相殺することができる。

(交付金の額の確定)

第12条 市長は、第8条に規定する実績報告書の提出があったときは、当該報告書の内容が適正であるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、速やかに、郷づくり推進事業交付金額確定通知書(様式第8号)により、交付団体に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 交付団体及び構成団体は、交付金(構成団体にあつては郷づくり推進協議会からの財政的援助。)により取得した財産を、交付金の対象事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、若しくは用途を廃止し、又は担保に供してはならない。ただし、当該財産の取得価額以上の交付金若しくは補助金を返還し、又は当該財産の耐用年数が経過した場合等で、市長が承認したときは、この限りでない。

(情報公開等)

第14条 郷づくり推進協議会は、交付金の使途に関する情報を公開し、説明責任を果たし、地域住民の理解を得るよう努めなければならない。

(書類等の保存)

第15条 交付団体は、第2条各号に掲げる事業を実施したことを明らかにする証拠書類等を、第8条に規定する実績報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(雑則)

第16条 この告示に定めるもののほか、交付金の交付について必要な事項は、市長が

別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日前に交付された郷づくり推進事業交付金については、なお従前の例による。

別表(第3条関係) 交付金算定基準

I 基礎事業(全地域共通の取組)		
(1) 自治活動推進事業	12万円×自治会数 600円×世帯数	・前年度3月末の自治会数。ただし、平成22年度に行政区長がいなかった自治会は除く。 ・前年度9月末住民基本台帳世帯数 ※年度途中で新たな自治会が設立された場合は、(12万円+600円×設立時の世帯数)×設立月から3月までの月数/12で算出した額を交付する。
(2) 防犯灯管理事業	自治会が支払う防犯灯電気料金合計額の1/3(1/2※LED防犯灯更新整備実施自治会)	原則として、令和元年9月分の電気料金×12月×1/3とする。 ※ただし、平成25年9月から令和元年8月までに地区内の防犯灯を全基LED仕様に自主的に更新した自治会は、上記1/3を1/2とする。なお、この特例は令和7年度までとする。
(3) 協議会運営事業		前年度3月末の自治会数 ※年度途中で新たな自治会が設立された場合は、1自治会につき5万円を加算する。
① 役員等実費弁償	① 50万円+3万円×自治会数	
② 協議会業務	② 102万円+2万円×自治会数	
③ 郷づくり交流センターの維持管理料	③ 定額	
④ 規模加算	④ 1000世帯未満0円、2500	前年度9月末住民基本台帳世帯

	世帯未満10万円、3500世帯 未満20万円、3500世帯以上 40万円	数
⑤ 専任事務局員雇用経費	⑤ 180万円	協議会において、事務局員を雇用し、週5日の勤務体制を整える場合180万円。
⑥ 会長報酬	⑥ 10万円	
II 自主事業(地域の実情に応じた取組)		
(4) 健康増進、高齢者福祉に関する事業	定額	
(5) 防犯、防災に関する事業	定額	
(6) 子育て支援、青少年育成に関する事業	定額	
(7) 環境保全、文化、住民交流に関する事業	定額 20,000円×自治会数	前年度3月末の自治会数
(8) 広報紙配布事業	40円×配布部数×配布回数	配布部数は、9月号の配布実績

新たな自治会ができた場合の自主事業分については、設立の次年度に算定を行う。